

三重県産業廃棄物処理指導要綱（H25.4.1～）

平成10年6月5日
制定

改正 平成13年5月22日三重県告示第289号 平成16年3月31日
平成18年6月2日 平成21年3月27日

（目的）

第1条 この要綱は、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（平成20年三重県条例第41号）第16条の規定に基づき、産業廃棄物を処理する施設の設置について、必要な事項を定めることにより、適正な産業廃棄物の処理施設の確保と処理の推進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいう。
- （2） 政令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいう。
- （3） 省令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）をいう。
- （4） 最終処分場 産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所をいう。
- （5） 対象中間処理施設 政令第7条第1号から第13号の2までに規定する産業廃棄物の処理施設及び別表に定めるものをいう。
- （6） その他の中間処理施設 前号以外で産業廃棄物の中間処理を行う施設をいう。
- （7） 積替保管施設 産業廃棄物の積替施設又は保管施設（積替場所又は保管場所を含む。）をいう。
- （8） 産業廃棄物の処理施設 最終処分場、対象中間処理施設及び積替保管施設をいう。
- （9） 処理業者 法第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項又は第14条の5第1項の許可を受けようとする者及び既に許可を受けている者をいう。
- （10） 排出事業者 自らの事業活動に伴って産業廃棄物を排出する事業者をいう。ただし、中間処理業者は除く。
- （11） 設置等 次に掲げる事項をいう。ただし、生活環境及び環境保全の向上を図る上で支障を生ずるおそれがないと知事が認めるものを除く。
 - イ 産業廃棄物の処理施設の設置
 - ロ 産業廃棄物の処理施設の構造又は規模の変更
 - ハ 産業廃棄物の処理施設において取り扱う産業廃棄物の種類の変更
 - ニ 排出事業者が、自ら排出する産業廃棄物を処理処分すること（以下「自家処理」という。）を目的として現に処理施設を有しているか又は使用している場合で、新たにその施設を産業廃棄物処分業の目的で使用すること。

（排出事業者等の責務）

第3条 排出事業者及び処理業者は、産業廃棄物の処理に当たっては、この要綱を遵守しなければならない。

- 2 排出事業者及び処理業者は、産業廃棄物の処理に起因する公害及び災害の発生を防止し、地域住民の健康及び財産に被害を与えないようにしなければならない。
- 3 排出事業者及び処理業者は、地域住民等との合意形成を図り、三重県環境基本条例（平成7年三重県条例第3号）第5条第5項の規定に基づき、市町長等と環境の保全に関する協定を締結するように努めなければならない。
- 4 排出事業者は、産業廃棄物の排出の抑制に努めるとともに、産業廃棄物の減量化、再生利用等を積極的に行うものとする。
- 5 処理業者は、産業廃棄物の処理に当たっては、県内で排出される産業廃棄物の取扱いを

優先するものとする。

(県の責務)

第4条 県は、産業廃棄物の適正な処理を図るため、この要綱に基づき、排出事業者及び処理業者に対して適切な指導及び助言を行うものとする。

(市町の協力)

第5条 市町は、県がこの要綱に基づいて実施する産業廃棄物の適正な処理に関する指導等に協力し、地域の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努めるものとする。

(事前調整)

第6条 処理業者は、産業廃棄物の処理施設の設置等の計画に当たっては、次の各号に掲げる調整を図らなければならない。

(1) 計画地(産業廃棄物の処理施設の用に供する私道を含む。以下同じ。)を管轄する市町長とあらかじめ協議し、当該市町の土地利用に関する計画に適合させるとともに、土地利用に関する条例又は要綱等に基づく手続きをすること。

(2) 計画地を選定する場合には、次の立地に関する基準を遵守すること。

イ 次の区域は、計画地から除外すること。

(イ) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第1項に規定する特別地域

(ロ) 三重県立自然公園条例(昭和33年三重県条例第2号)第16条第1項に規定する特別地域

(ハ) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第7号に規定する風致地区

(ニ) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項に規定する特別保護地区

ロ 次の区域は、原則として計画地から除外すること。ただし、各法令に基づく所定の手続きを行った場合は、この限りでない。

(イ) 自然公園法第26条第1項に規定する普通地域

(ロ) 三重県立自然公園条例第33条第1項に規定する普通地域

(ハ) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域

(ニ) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に規定する地すべり防止区域

(ホ) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項に規定する保安林

(ヘ) 水道水源保護条例が適用される地域

(ト) 史跡、名勝、天然記念物及び埋蔵文化財等に係る地域

(3) 次の周辺環境への影響について、知事が別に定める環境調査指針に基づく環境調査を実施し、対策を講ずること。ただし、法第15条第3項に規定する生活環境影響調査を実施した場合はこの限りでない。

イ 上水道、簡易水道等の水源への影響

ロ 公共用水域及び地下水への汚濁等による生活環境への影響

ハ 大気汚染、騒音、振動及び悪臭等による生活環境への影響

ニ 搬入搬出車両の通行による交通への影響

(構造基準の遵守)

第7条 最終処分場の設置等を行う場合には、知事が別に定める産業廃棄物の最終処分場の構造に関する基準を遵守すること。(第2条第11号ただし書に該当する事項を行うときを含む。)

(隣接地所有者等の同意)

第8条 処理業者は、産業廃棄物の処理施設の設置等について、次の各号に掲げる者の同意書を得なければならない。ただし、地域の環境等の状況により、知事が必要と認めた場合には、同意書の取得範囲を変更することができる。

(1) 隣接地(計画地の敷地境界からおおむね20メートル以内)の土地所有者及び現に土地使用权原を有する者

(2) 次に定める範囲内に居住する者(世帯主)及び事務所、店舗等の代表者又は責任者

の総数の5分の4以上のもの

イ 政令第7条第14号イに規定する場所、同号ロに規定する場所でその面積が3,000㎡以上のもの及び同号ハに規定する場所でその面積が1,000㎡以上のものにあつては、計画地（ただし、産業廃棄物の処理施設の用に供する私道は除く。ロ、ハ及びニにおいて同じ。）の敷地境界から1,000メートル以内

ロ イの面積に満たない最終処分場にあつては、計画地の敷地境界からおおむね500メートル以内

ハ 対象中間処理施設（ニに該当するものを除く。）及び積替保管施設にあつては、計画地の敷地境界からおおむね100メートル以内

ニ 産業廃棄物の焼却施設にあつては、計画地の敷地境界からおおむね800メートル以内（ただし、1日当たりの処理能力が100トンを超えるものにあつては、おおむね1,000メートル以内とし、別表の第7号に掲げる施設にあつては、おおむね500メートル以内）

(3) 放流水（雨水及び従業員等の生活排水を除く。）がある場合は、放流地点からおおむね1,000メートル以内の河川、水路等の管理者（国及び地方公共団体の長が管理者である場合を除く。）、水利権者（慣行水利権を含む。）及び漁業権者

2 前項の同意書は、当事者間において定めのある場合を除き、第10条第1項の産業廃棄物処理事業計画書の提出日からさかのぼって2年以内に取得したものでなければならない。（同意取得手続き）

第9条 処理業者は、前条第1項の同意書を取得するに先立ち、事業の内容を同項各号に規定する者（以下「隣接地所有者等」という。）に周知しなければならない。この場合において、事前に事業計画周知計画書を計画地を管轄する地域防災総合事務所長又は地域活性化局長（以下「地域防災総合事務所長等」という。）に提出するものとする。

2 処理業者は、隣接地所有者等への周知を実施した後は、速やかに実施結果報告書を地域防災総合事務所長等に提出しなければならない。この場合において、地域防災総合事務所長等への周知が十分でないとき認めるときは、処理業者に対し再度の実施を求めることができる。

3 処理業者は、同意書を取得するに際しては、事前に、使用する同意書の様式を地域防災総合事務所長等に提出し、確認を受けなければならない。この場合において、地域防災総合事務所長等の確認を受けないで行った同意の取得は無効とする。

4 前項の同意書は、往復はがきを使用することとし、次に定める事項を記載しなければならない。

(1) 処理業者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び所在地）

(2) 産業廃棄物の処理施設の種類及び処理能力

(3) 産業廃棄物の処理施設の設置場所

(4) 処理する産業廃棄物の種類

(5) 環境保全上講ずる措置

(6) その他必要な事項

（設置等に係る事前協議）

第10条 処理業者は、産業廃棄物の処理施設の設置等を行うときは、法第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項、第14条の5第1項、第15条第1項又は第15条の2の6第1項の許可申請を行うのに先立ち、第6条から前条までの事前調整を行った後に、産業廃棄物処理事業計画書（以下「事業計画書」という。）を地域防災総合事務所長等に提出し、事前協議を行わなければならない。

2 処理業者は、その他の中間処理施設の設置若しくはその構造若しくは規模の変更又は第2条第11号イからハマまでに掲げる事項（同号ただし書に該当するものに限る。）を行うときは、前項に規定する許可申請を要するものにあつては申請に先立ち、許可申請を要しないものにあつては工事着工に先立ち、事業計画書を地域防災総合事務所長等に提出し、事前協議を行わなければならない。

3 前2項の事業計画書の内容に変更があつたときは、新たに事業計画書を作成し、提出しなければならない。

(計画地の用地取得)

第11条 処理業者は、計画地の用地取得について、前条第1項又は第2項の事業計画書を地域防災総合事務所長等に提出するまでに、所有権その他土地の使用権原を取得しなければならない。ただし、計画地に存する公共用地については、各法令に基づく払下げの申請をしていること。

(事前協議会)

第12条 地域防災総合事務所長等は、事業計画書を受領したときは、三重県環境生活部廃棄物・リサイクル課長、当該事業計画に関連があると考えられる関係法令その他を所掌している行政機関の長、当該計画地を管轄する市町長及び隣接市町(計画地の敷地境界からおおむね1,000メートル以内に存する市町)の長(以下これらを「関係機関」という。)の出席を求め、事前協議会を開催するものとする。

2 地域防災総合事務所長等は、前項の事前協議会において、次の各号に掲げる事項を実施できるものとする。

(1) 処理業者を出席させ、関係機関と合同で現地調査を実施すること。

(2) 処理業者を出席させ、事業計画その他の事項について説明を求めるとともに、必要な指導等を行うこと。

(指示事項の通知)

第13条 地域防災総合事務所長等は、前条第1項の事前協議会における関係機関の意見を集約し、指示事項として処理業者に通知するとともに、その写しを関係機関に送付するものとする。

(関係機関との協議及び調整)

第14条 処理業者は、前条の指示事項の通知を受けたときは、関係機関との協議及び調整を自らの責任において行うものとする。

2 処理業者は、指示事項を充足したときは、指示事項協議調整済報告書を地域防災総合事務所長等に提出するものとする。この場合において、地域防災総合事務所長等は関係機関に照会してその内容を確認し、協議及び調整が終了していないと認めるときは、処理業者に対して再度の協議及び調整を行うよう指示するものとする。

3 処理業者は、指示事項を充足できないときは、事業計画書の取下げを行うものとする。この場合において、地域防災総合事務所長等は、その旨を関係機関に通知するものとする。

4 地域防災総合事務所長等は、前条に規定する指示事項の通知をした日から2年を経過した後において、協議及び調整が終了していない場合は、必要に応じ処理業者に対して経過等について報告又は説明を求めるとともに、関係機関の意見を聴き、当該事業計画の廃止を勧告できるものとする。

(事前協議終了の通知)

第15条 地域防災総合事務所長等は、前条第2項により協議及び調整が終了したと認めるときは、処理業者及び関係機関に事前協議終了の通知をするものとする。

(事前協議結果の有効期限)

第16条 地域防災総合事務所長等は、前条による事前協議終了の通知をした日から2年を経過した後において、法の規定による諸手続がなされていない場合は、必要に応じ処理業者に対して経過等について報告又は説明を求めるとともに、関係機関の意見を聴き、事前協議結果を無効にできるものとする。この場合において、地域防災総合事務所長等はその旨を処理業者及び関係機関に通知するものとする。

(施設設置等の許可申請)

第17条 処理業者のうち、法第15条第1項又は第15条の2の6第1項に規定する許可の申請を要する者は、第15条の事前協議終了の通知を受けた後に、当該許可申請を行うものとする。

2 処理業者のうち、前項の許可を要しない者は、第15条の事前協議終了の通知を受けた後に、産業廃棄物の処理施設等の工事に着手するものとする。

(施設検査申請)

第18条 処理業者は、産業廃棄物の処理施設等の工事が完成したときは、法第15条の2第5

項（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）に規定する知事の検査を要しないものについては、省令第12条の4第1項に準じて使用前の検査申請書を知事に提出するものとする。

（施設完成確認検査）

第19条 地域防災総合事務所長等は、前条の規定による産業廃棄物の処理施設等に係る使用前の検査申請書を受領したときは、施設完成確認検査を行うものとし、適正と認められる場合は、処理業者に通知するものとする。

（処理業の許可申請）

第20条 処理業者のうち、法第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項又は第14条の5第1項の許可申請を行おうとする者は、前条の通知を受けた後に、当該申請を行うものとする。

（維持管理に関する基準の遵守）

第21条 排出事業者及び処理業者は、産業廃棄物の処理施設の維持管理に当たっては、法令に基づく維持管理の技術上の基準のほか、最終処分場にあつては、知事が別に定める産業廃棄物の最終処分場の維持管理に関する基準を遵守しなければならない。

（事故時の措置）

第22条 処理業者は、産業廃棄物の処理施設その他関連施設について、故障、破損その他の理由により事故が生じたときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに、環境保全及び災害防止上支障が生ずるおそれがあると認められるときは、速やかに知事及び関係市町長にその状況を報告するものとする。

2 前項の場合において、知事が処理業者に対し事故の拡大又は再発の防止のために、当該産業廃棄物の処理施設の操業の停止その他必要な措置を指示したときは、処理業者はこれに従わなければならない。

（埋立処分終了届出）

第23条 処理業者は、最終処分場における産業廃棄物の埋立処分が終了したときは、法第15条第1項又は第15条の2の6第1項に規定する知事の許可を要しないものについては、省令第12条の11に準じて埋立処分終了の日から30日以内に、埋立処分終了の届出書を知事に提出するものとする。

（廃止、休止又は再開）

第24条 処理業者は、産業廃棄物の処理施設の使用の一部若しくは全部の廃止、休止又は再開をするときは、法第15条第1項又は第15条の2の6第1項に規定する知事の許可を要しないものについては、省令第12条の10の2に準じて軽微な変更等の届出書を知事に提出するものとする。

2 処理業者は、最終処分場の廃止に当たっては、あらかじめ知事と協議するものとする。

（適用除外）

第25条 次の各号に該当する施設等については、第6条から第16条までの規定は適用しないものとする。

- (1) 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第3条第1項の規定による許可又は同条第2項の規定による届出を要する中間処理施設
- (2) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車に搭載され、又はけん引される等自ら移動する施設
- (3) 現に実施している事業の主たる内容が産業廃棄物の処理以外のものであって、燃料原料等として使用し、又は使用しようとする物が産業廃棄物に該当するため、産業廃棄物処理業の許可を要する場合
- (4) 資源循環型産業廃棄物処理施設として知事が認める施設
- (5) 国、地方公共団体、広域臨海環境整備センター法（昭和56年法律第76号）第3条に規定する広域臨海環境整備センター、法第15条の5第1項に規定する廃棄物処理センター及び知事が認める特殊法人が設置する施設、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）の規定により設置される施設並びに公共事業により既設の産業廃棄物処理施設に変更等が生じた場合で知事が認める施設

(6) 市町が県と同様の要綱等を定めており、それに基づく事前協議等が終了している場合であって、知事が認めるとき。

(7) その他環境保全上支障がないと知事が認める場合
(委任)

第26条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、公表の日から施行する。

2 三重県産業廃棄物処理指導要綱（平成9年1月20日施行。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

3 この要綱の施行の際現に旧要綱第10条第1項又は第2項の規定により事業計画書が提出されているものについては、旧要綱の規定を適用する。

附 則（平成13年5月22日三重県告示第289号）

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（平成16年3月31日）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月2日）

1 この要綱は、公表の日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の三重県産業廃棄物処理指導要綱の規定に基づいて提出されている計画書その他の書類は、改正後の三重県産業廃棄物処理指導要綱の規定に基づいて提出された計画書その他の書類とみなす。

附 則（平成21年3月27日）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

| | |
|---|---|
| 1 | 汚泥又は木くずの発酵施設 |
| 2 | 動植物性残さの脱水施設及び乾燥施設（天日乾燥を含む。） |
| 3 | 動物のふん尿の脱水施設及び乾燥施設（天日乾燥を含む。） |
| 4 | 木くず、ガラスくず及び陶磁器くず又は建設廃材の破碎施設（政令第7条第8号の2に規定する産業廃棄物の処理施設を除く。） |
| 5 | 政令第7条第1号から第13号の2までに規定する産業廃棄物の処理施設及び1から4までの施設を前処理施設として含む産業廃棄物処理施設 |
| 6 | 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第5号）に定める金属等であって、判定基準を超えるものの処理施設 |
| 7 | 産業廃棄物の焼却施設で1時間当たりの処理能力が200キログラム未満であり、かつ、火格子面積が2平方メートル未満であるもの（ただし、政令第7条第3号、第5号及び第8号に掲げる施設にあつては、その処理能力に満たないもの。） |
| 8 | その他知事が必要と認めたもの |